

秋田県公報

目 次

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額の一部改正(二二七・人事課)……………1
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可(二二八・水産漁港課)……………1
- 港湾法に基づく所有者等不明船舶の保管(二一九・港湾空港課)……………1
- 道路区域の変更(二二〇・北秋田地域振興局建設部)……………2
- 道路区域の変更(二二一・雄勝地域振興局建設部)……………2
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(県民文化政策課)……………3
- 土地改良区連合の役員の就任の届出(北秋田地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田地域振興局農林部)二件……………3
- 土地改良区管理規程の認可(雄勝地域振興局農林部)二件……………4
- 公安委員会告示
 - 警備員指導教育責任者講習の実施(四五・生活安全企画課)……………4
 - 財政的援助団体等の監査の結果に基づき講じた措置の公表(一一〇)……………5

告 示

秋田県告示第二百十七号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づき知事が定める額(平成四年秋田県告示第五百九十二号)の一部を次のように改正する。

この告示による改正後の表の規定は、平成二十一年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐竹 敬久

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二三七円	一三、三七九円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇一九円	一三、三七九円
二十五歳以上三十歳未満	五、八五一円	一三、五九九円
三十歳以上三十五歳未満	六、五〇四円	一六、五四九円
三十五歳以上四十歳未満	六、九二〇円	一九、七〇三円
四十歳以上四十五歳未満	七、二一七円	二三、一四一円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇九二円	二四、五八一円
五十歳以上五十五歳未満	六、六〇〇円	二四、八三六円
五十五歳以上六十歳未満	五、九六七円	二三、四一一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六五〇円	二〇、七五六円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一五、二三〇円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、三七九円

秋田県告示第二百十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功認可をしたので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 埋立工事しゅん功認可の日 平成二十一年四月二十日
- 二 埋立免許を受けた者の名称及び住所(名称、住所及び代表者の氏名)
 - (一) 名称 秋田県
 - (二) 住所 秋田市山王四丁目一番一号
 - (三) 代表者の氏名 秋田県知事 佐竹 敬久
- 三 埋立免許を受けた場所及び面積
 - (一) 位置 にかほ市金浦字塩焚浜百十四番地五から金浦字金浦三百九十一番六に接する護岸敷地先の公有水面
 - (二) 面積 百五十二・五三平方メートル
- 四 埋立免許の日及び番号 平成十九年十月十一日 指令水一七六七
- 五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村名 にかほ市

秋田県告示第二百十九号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の三第一項の規定に違反して、船川港の港湾区域及び港湾隣接地域の放置等禁止区域内に放置された、所有者、占有者その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者等」という。)が不明な船舶を、同法第五十六条の四第二項の規定により撤去し、同条第三項の規定により保管したので、当該船舶を所有者等に返還するため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十一年五月一日

船川港港湾管理者 秋田県 代表者 秋田県知事 佐竹 敬久

別表

番号	名称又は種類	形状等	数量	放置場所及び保管場所	備考
一	船舶の名称又は種類、形状、数量及び放置場所	別表のとおり			
二	当該船舶を撤去した日時				平成二十一年三月二十四日 午後三時
三	船舶の保管を始めた日時及び保管の場所				平成二十一年三月二十四日 午後三時

一	ポーター 長さ5・0mm 白色(外部) 1・7mm 青(内部) 1・7mm	一	男鹿市船立 港比詰羽立 地内	船 130号 M3V1 81NT 18G番 130号
二	ポーター 長さ3・8mm 白色(外部) 1・5mm	一	男鹿市船立 港比詰羽立 地内	

秋田県告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定

三	ポーター 長さ3・3mm 白色(外部)	一	男鹿市船内 港金川地内
---	---------------------------	---	----------------

に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐竹敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間				敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)			
	新	旧		新	旧	新	旧					
県道	新	旧	比内森吉線	B	A	B	A	B	A	北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	九・〇〇〃三六・〇〇	三・〇一五
				北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	北秋田市森吉字湯ノ岱八番三一地先から二八番一一地先まで	北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	北秋田市森吉字湯ノ岱八番三一地先から二八番一一地先まで	北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	北秋田市森吉字湯ノ岱八番三一地先から二八番一一地先まで			
県道	新	旧	比内森吉線	B	A	B	A	B	A	北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	九・〇〇〃三六・〇〇	三・〇一五
				北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	北秋田市森吉字湯ノ岱八番三一地先から二八番一一地先まで	北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	北秋田市森吉字湯ノ岱八番三一地先から二八番一一地先まで	北秋田市森吉字湯ノ岱四四番四から字女木岱六三番二一まで	北秋田市森吉字湯ノ岱八番三一地先から二八番一一地先まで			

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 北秋田地域振興局建設部
- (二) 期間 平成二十一年五月一日から同月十九日まで

秋田県告示第二百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐竹敬久

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新	旧	横手東成瀬線	雄勝郡東成瀬村岩井川字長平六二番地先から雄勝郡東成瀬村岩井川字野頭一八番地先まで	一四・二〇〃三〇・〇〇	〇・一四〇

公 告

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
 (二) 期間 平成二十一年五月一日から同月十四日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十三条第二項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ひとつとくらしとまち大館ネットワーク
代表者の氏名
三 浦 清 久
- 四 主たる事務所の所在地
秋田県大館市字中町十六番地
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域住民の子どもから高齢者に対して、経済・金融についての知識を市民が相互に深めることを支援し、それらを通じて地域との関わりや、まちづくり、職業・勤労観、情報処理能力を身につけ自律した価値観をもつ人材を育成し、地域振興の増進に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
事業年度

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、米代川筋土地改良区連合から次のとおり役員就任の届出があったので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

大館市榎崎字上野道上百十番地一

虻川 博

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があった定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年五月一日

て、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 北秋田市鷹巣土地改良区
認可年月日 平成二十一年四月二十一日
- 二 大館市南土地改良区
認可年月日 平成二十一年四月二十三日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、井川町土地改良区から次のとおり役員就任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 退任理事の住所及び氏名
南秋田郡井川町赤沢字赤沢百五十番地 齋藤 正寧
大麦字諏訪前七番地 工藤久兵衛
宇治木字宇治木四十八番地 伊藤 高
黒坪字新聞四十番地二 渡部 和男
八田大倉字八幡三番地八 幡宮 孝
北川尻字海老沢村五十六番地 鶯谷 文藏
北川尻字中村四十一番地一 北嶋 新
北川尻字海老沢樋ノ口百二十一番地一 伊藤 興武
- 二 就任理事の住所及び氏名
湯上市飯田川飯塚字樋ノ下三十四番地一 田仲 東
南秋田郡井川町赤沢字赤沢百五十番地 齋藤 正寧
大麦字諏訪前七番地 工藤久兵衛
宇治木字宇治木四十八番地 伊藤 高
黒坪字新聞三十五番地 渡部 豪士
八田大倉字八幡三番地八 幡宮 孝
坂本字四百刈十一番地 湊 松一
北川尻字上村宅地百十一番地 伊藤 千歳
北川尻字海老沢村九十八番地二 鶯谷 明
今戸字家ノ後九十五番地 遠藤新榮治
今戸字寺ノ内百四十八番地 伊藤興四春

- 三 退任監事の住所及び氏名
南秋田郡井川町今戸字小今戸十番地 中山 富治
濱井川字家ノ東七番地一 半田金之丞
濱井川字ヒル子七番地 半田嘉比呂
- 三 退任監事の住所及び氏名
南秋田郡井川町内字杉ヶ崎三十二番地 澤石 進
濱井川字追回二十二番地一 松田 弘咲
五城目町大川大川西屋布百二番地 嶋崎 幸喜
- 四 就任監事の住所及び氏名
南秋田郡井川町内字杉ヶ崎三十二番地 澤石 進
濱井川字追回二十二番地一 松田 弘咲
五城目町大川大川西屋布百二番地 嶋崎 幸喜

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、秋田市旭川筋土地改良区から次のとおり役員就任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 退任理事の住所及び氏名
秋田市外旭川字神田三十番地 佐藤 國夫
寺内堂ノ沢二丁目十五番十四号 星野甚一郎
外旭川字梶ノ目九十一番地六 谷々 兼一
字堂ノ前百八番地 加賀屋金雄
広面字二ツ屋十四番地 佐々木秀直
泉三嶽根六番五号 高橋 清一
外旭川字前谷地七十二番地 佐藤 登
字松崎百二十一番地 三浦 孝市
字蒲沼二百五十番地 嵯峨 幸一
旭川新藤田東町九番十九号 高橋 忠夫
- 二 就任理事の住所及び氏名
秋田市外旭川字神田三十番地 佐藤 國夫
字前谷地七十二番地 佐藤 登
字松崎百二十一番地 三浦 孝市
字堂ノ前百八番地 加賀屋金雄
字家ノ前二百七十九番地 佐藤 勲
字梶ノ目百二十四番地 佐藤 清廣
添川字添川百三十六番地 米塚 一成
泉三嶽根六番五号 高橋 清一
寺内堂ノ沢二丁目十五番十四号 星野甚一郎
広面字二ツ屋十四番地 佐々木秀直

- 三 退任監事の住所及び氏名
南秋田郡井川町今戸字小今戸十番地 中山 富治
濱井川字家ノ東七番地一 半田金之丞
濱井川字ヒル子七番地 半田嘉比呂

秋田市外旭川八幡田一丁目三番八号 三浦 啓市
 〃 〃 字梶ノ目八十七番地 佐藤 久志
 〃 〃 濁川字蟹子沢五十四番地 船木 廣
 就任監事の住所及び氏名

秋田市外旭川八幡田一丁目十一番三十二号 児玉 勉
 〃 〃 濁川字蟹子沢五十四番地 船木 廣
 〃 〃 外旭川字八幡田四百十四番地 佐藤 公一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二
 第一項の規定により、稲川土地改良区の岩城頭首工管理規程を平
 成二十一年四月二十日認可したので、同条第四項の規定に基づ
 き、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 稲川土地改良区岩城頭首工管理規程の概要

一 水位の制限
 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」とい
 う。）は、標高百五十七・〇メートルを上限とし、標高百五
 十六・四メートルを下限とする。

二 水位の基準
 頭首工の水位は、取水口に設置された水位計の示度によるも
 のとする。

三 計画取水量
 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を
 基準とする。

五月十日から同月十九日まで 毎秒〇・九六四立方メー
 トル

五月二十日から八月三十一日まで 毎秒〇・八六五立方メー
 トル

九月一日から五月九日まで 毎秒〇・五三〇立方メー
 トル

四 取水量の測定
 取水量の測定は、取水口下流に設置された自記水位計の読み
 によるものとする。

五 点検及び整備
 頭首工管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、ゲー
 ト等进行操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態
 に保つための点検及び整備を行わなければならない。

六 洪水警戒体制
 管理責任者は、降雨に関する警報等が発せられ、災害が発生
 するおそれがあると認められるときは、洪水警戒体制をとらな

ければならない。
 七 その他
 管理責任者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の
 管理に関する事項について記録しなければならない。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二
 第一項の規定により、稲川土地改良区の黒坂堰頭首工管理規程を
 平成二十一年四月二十日認可したので、同条第四項の規定に基づ
 き、公告する。
 平成二十一年五月一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

稲川土地改良区黒坂堰頭首工管理規程の概要

一 水位の制限
 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」とい
 う。）は、標高百四十六・六二メートルを上限とし、標高百四
 十五・二七メートルを下限とする。

二 水位の基準
 頭首工の水位は、取水口に設置された水位計の示度によるも
 のとする。

三 計画取水量
 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を
 基準とする。

五月十五日から同月二十四日まで 毎秒〇・九六二立方メー
 トル

五月二十五日から九月五日まで 毎秒〇・七四八立方メー
 トル

九月六日から五月十四日まで 毎秒〇・三八五立方メー
 トル

四 取水量の測定
 取水量の測定は、取水口下流に設置された自記水位計の読み
 によるものとする。

五 点検及び整備
 頭首工管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、ゲー
 ト等进行操作するために必要な機械及び器具等を常に良好な状態
 に保つための点検及び整備を行わなければならない。

六 洪水警戒体制
 管理責任者は、降雨に関する警報等が発せられ、災害が発生
 するおそれがあると認められるときは、洪水警戒体制をとらな
 ければならない。

七 その他
 管理責任者は、管理日誌を備え、気象、水象その他頭首工の

管理に関する事項について記録しなければならない。

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第45号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22
 条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講
 習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械
 警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委
 員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定によ
 り公示する。
 平成21年5月1日

秋田県公安委員長 柴 田 寛 彦

1 講習に係る警備業務の区分
 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備
 業務」という。）

2 講習の種類

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証
 又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者
 講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受
 けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」とい
 う。）
 (2) 1号警備業務以外の警備業務に係る資格者証等の交付を受
 けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」とい
 う。）

3 実施期間

(1) 新規取得講習
 平成21年6月15日（月）から同月23日（火）までの7日間
 （土曜及び日曜を除く。）
 (2) 追加取得講習
 平成21年6月18日（木）から同月23日（火）までの4日間
 （土曜及び日曜を除く。）

4 実施場所

秋田市寺内神屋敷3番1号 秋田県青少年交流センター

5 受講定員

(1) 新規取得講習
 30人
 (2) 追加取得講習
 10人

6 受講資格

(1) 新規取得講習

受講資格は、講習の申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習
受講資格は、講習の申込みを行う日において、1号警備業務以外の資格者証等の交付を受けている者であつて、6(1)のアからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込要領

(ア) 講習を受けようとする者(以下「受講者」という。)は、事前に電話(連絡先018-863-1111内線3043～3045)による予約を行うこと。
なお、代理人による予約は受け付けない。

(イ) 電話による予約は、平成21年5月18日(月)から同月20日(水)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 電話予約は、受講者本人が行うこと。
(イ) 電話予約時間外の子約は受け付けない。
(ウ) 定員に達した場合は、電話予約の受付期間内であつて

も、その時点で受付を締め切る。

(2) 受講申込書類の提出手続

ア 受講申込要件

講習の申込みは、電話で予約した受講者本人が申込書類を直接提出することとし、郵送による申込みを認めない。

イ 受講申込期間

平成21年6月1日(月)から同月5日(金)までの午前9時から午後5時までの間

ウ 受講申込書類の提出先

秋田市山王四丁目1番5号 秋田県警察本部生活安全企画課

エ 受講申込書類

(ア) 新規取得講習

警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦30センチメートル、横24センチメートルの写真)を貼り付けること。

次のいずれかの書面1通

(a) 前記6(1)アに該当する者

1号警備業務に従事した期間が、最近5年間に通算して3年以上であることを疎明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

(b) 前記6(1)イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(c) 前記6(1)ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(d) 前記6(1)エに該当する者

旧1級検定の合格証の写し

(e) 前記6(1)オに該当する者

旧2級検定の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

追加取得講習

警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

写真1枚(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦30センチメートル、横24センチメートルの写真)を貼り付けること。

前記6(2)の受講資格に該当することを疎明する前記7(2)エ(ア)から(イ)までのいずれかの書面1通及び資格者証等の写し1通

やむを得ない理由により代理人が申込みをする場合は、委任状1通

講習手数料

新規取得講習

47,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

追加取得講習

23,000円(申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。)

その他

講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時50分までとする。

講習には、筆記用具、内スツク(護身術の際使用)等を持参すること。

講習の修了審査は、筆記の方式により行い、講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

講習の担当は、秋田県警察本部生活安全企画課営業指導係(連絡先018-863-1111内線3043～3045)

監査委員会

監査委員会第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次とおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成21年5月1日

秋田県監査委員 金谷信栄
秋田県監査委員 こだま祥子
秋田県監査委員 大和顕治
秋田県監査委員 菊地康男

20財 — 829
平成21年4月9日

秋田県監査委員 金谷信栄
秋田県監査委員 こだま祥子
秋田県監査委員 大和顕治

秋田県監査委員 菊 地 康 男
秋田県知事 寺 田 典 城
財政的援助団体の監査の結果に基づき
講じた措置について(通知)

平成21年3月12日付け監委一791で通知のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

監査箇所名	財団法人 あきた企業活性化センター	所管課名	地域産業課
監査年月日	平成21年1月30日		

- (指摘事項)
- 機械類貸与事業等に係る未収金の回収に一層努めること。
 - 小規模事業者等設備導入資金貸付完了検査が遅れているので、速やかに行うこと。

(所管課措置事項)
1 ご指摘のありました未収金回収のため、あきた企業活性化センターにおきまして債権管理の実務に精通した非常勤職員により未収企業の訪問を強化するとともに、債務者及び保証人の資産状況などの確認を進めており、このうち支払延期を求める社については、経営状況を把握した上で返済可能な償還計画立案に向けた相談に応じ、立案した計画に添った償還を進めております。
この結果、未収企業22社より定期的な入金があり、うち3社については償還が終了したほか、新たに償還が滞っている5社との交渉を通じて4月以降の償還再開が見込まれております。また、平成21年2月末現在の未収金は444,557,248円となり、前年度残高から18,353,169円減少しております。
今後とも未収企業への定期訪問等を強化するとともに、倒産・破産した場合についても保証人を含めた債務者に対して迅速な対応に努めるほか、悪質で誠意のない滞納企業については法的な手続きによる回収を進めるなど、それぞれの状況に即した対策を講ずるよう、指導してまいります。
2 ご指摘のありました平成18、19年度の貸付先企業のうち、あきた企業活性化センターにおいて完了検査が未済であった6社について、平成21年2月10日から2月17日

において完了検査を実施したことを確認いたしました。
今後につきましては、完了検査の必要な企業一覧、実施スケジュール及び進行状況を担当グループ内で共有したうえでグループリーダーが定期的に確認し、完了検査が計画に沿って実施されるよう、指導してまいります。

監査箇所名	株式会社 さと村	秋田ふる	所管課名	観光課
監査年月日	平成21年1月30日			

(指摘事項)
施設の利用料金に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)
未収金の回収計画を明確にするとともに、債権者への督促を確実に実施し、回収に一層努力するよう法人に指導した。
さらに、随時、法人に回収状況の報告を求め、状況の把握に努めていく。

監査箇所名	財団法人 秋田県学	校保健会	所管課名	保健体育課
監査年月日	平成21年2月2日			

(指摘事項)
消耗品等を購入する際、見積書を徴しないなど経理規程どおり行われていない事例があるので、今後は経理規程を遵守すること。

(所管課措置事項)
平成21年度からは、経理規定に基づいて消耗品等を購入する際は、見積書を取るなど、会計基準どおり適正な経理事務の推進ができるよう指導してまいります。

監査箇所名	公立大学 教養大学	国際	所管課名	学術国際政策課
監査年月日	平成21年2月2日			

(指摘事項)
図書等資料再配架委託契約について、会計規程では競争入札によるべきであるにもかかわらず、随意契約で執行し

ているので、今後は会計規程を遵守すること。

(所管課措置事項)
契約事務処理に誤りのないよう職員への注意喚起を行うとともに、契約事務処理区分表を新たに作成するなど、事務改善を行うよう指導した。
また、指摘事項を含め業務遂行にあたっては、関係規程を遵守し、適切な事務処理に努めるよう指導した。

監査箇所名	公立大学 秋田	所管課名	学術国際政策課
監査年月日	平成21年2月5日		

(指摘事項)
授業料に係る未収金の回収に努めること。

(所管課措置事項)
授業料の未収金については、督促状の送付や電話での督促等に努めた結果、平成21年3月16日現在で、81,185円となっており、今後も分納等により計画的に回収する予定であることから、引き続き回収に努めるよう指導した。

監査箇所名	社団法人 秋田県農	業公社	所管課名	農林政策課
監査年月日	平成21年2月5日			

(指摘事項)
家畜導入事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

(所管課措置事項)
文書、電話、面談による督促や分割納入等の個別協議を進めるなど、未収金回収に努めており、前年度未残高199,331,601円に対して、平成20年度の回収額(平成21年2月末現在)は、24,860,827円となっております。
特に、家畜導入事業については、未収農家の実態に応じて、法的措置も含め専門家の力を借りながら回収を進めてまいります。今後とも、未収金の回収に努めるよう指導してまいります。

監査箇所名	財団法人 秋田県木材加工推進機構	所管課名	秋田スギ振興課
-------	------------------	------	---------

監査年月日	平成21年2月6日		
(指摘事項)	依頼試験事業収入に係る未収金の回収に努めること。		
(所管課措置事項)	未収金は1件、115,000円が発生しており、これまで文書、電話、訪問等により回収に努めているが、平成21年2月末現在において回収には至っておりません。今後も未納者に対して定期的な訪問等を行い、未収金の回収に一層努めるよう指導しました。		
監査箇所名	財団法人 秋田県工業材料試験センター	所管課名	科学技術課
監査年月日	平成21年2月9日		
(指摘事項)	万能試験機基礎工事について、財務規程では競争入札によるべきであるにもかかわらず、随意契約で執行しているため、今後は財務規程を遵守すること。		
(所管課措置事項)	財務規程及び関係法令で規定する内容を再確認し、常に規程遵守を念頭に置きながら契約事務を遂行するよう、指導を徹底する。		
監査箇所名	財団法人 秋田県生活衛生営業指導センター	所管課名	生活衛生課
監査年月日	平成21年2月9日		
(指摘事項)	印刷製本の契約について、財務規程では2人以上から見積書を徴すべきであるにもかかわらず、単独随意契約で執行しているため、今後は財務規程を遵守すること。		
(所管課措置事項)	今後、財務規程に沿った契約をするよう指導した。		

正 誤

ページ	段	行	誤	正
			平成十九年十二月四日(第千九百三十四号)掲載の秋田県告示第五百七十二号(指定施設要件変更予定通知)	
			(原稿誤り)	
二	中	二十五	字馬場目沢・字相内沢・字滝倉沢(以上三字国有林。	字平沢・字馬場目沢・字相内沢・字滝倉沢・字沢湖生保内(以上国有林。
			(原稿誤り)	
	下	三十一から三十二	字下内沢・字湯ノ沢・字打当沢・字平沢・字鹿瀬内沢・字男鹿山・字岩見山・字西ノ又林。(以上八字国有林。	打当沢・字平沢・字鹿瀬内沢・字西ノ又林。(以上五字国有林。
			エ	ウ
			三十一	四から八
			中	中
			下	下
			八	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五
			空欄	空欄
			次	次
			五	五
			空欄	空欄
			中	中
			五	五

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄